令和８年（フ）第１６６６号
名古屋市中川区千音寺１丁目235番地　グランデュール・Ｍ　Ｂ棟102号
債務者　ファミリーマート津島市民病院前店こと　菅野　紀子
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　由理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８９５号
大阪府吹田市南吹田３丁目17番６号
債務者　ＣｌｏｖｅｒＳｔｕｄｉｏＷｏｒｋｓこと　穴谷　桂二
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　光平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３０号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩974番地１
債務者　岡野　敬彦
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　総一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２１２８号
神奈川県藤沢市石川４丁目２番地の９　ラフィーネ藤沢203
債務者　所　　厚志
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片桐　久充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前10時50分
５　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７号
名古屋市名東区社台一丁目202番地　レオパレス社台202号、申立時の住所広島県福山市加茂町字中野700番地178
債務者　澤田　大介
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小椋　和彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後１時10分
５　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１９０号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目６番２号　坂平方
債務者　川野　綾子
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片山　和成
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０５号
大阪府八尾市萱振町１丁目35番地の12　グランデ八尾103号
債務者　髙田　博史
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永井誠一郎
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４９８号
大阪府豊中市箕輪１丁目28番14―104号、前住所大阪府豊中市末広町１丁目７番12―105号
債務者　佐藤　誠一
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藏田　貴之
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１４１号
山形県天童市駅西２丁目10番25号　レシデンシアピッテイ　201号
債務者　狩野　華奈
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４４号
山形市大字七浦252番地２
債務者　高橋　正光
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５６号
千葉県香取郡多古町飯笹855番地５（エステートピアアスカ202）
債務者　吉井　裕太
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１６７号
千葉県東金市日吉台６丁目13番地１
債務者　渡邊　　聖
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１７２号
千葉県山武市井之内4164番地
債務者　金城亜矢子
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１３９２号
名古屋市瑞穂区亀城町２丁目９番地の６
債務者　赤松　琴奈
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３２号
愛知県愛西市佐屋町道西198番地、従前の住所愛知県愛西市東保町西河原223番地
債務者　脇坂二三四
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７０号
名古屋市緑区森の里２丁目６番地　森の里荘10棟512号
債務者　加藤　弘昭
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０７号
名古屋市中川区新家１丁目133番地　西側こだまのいえ新家、従前の住所愛知県海部郡大治町大字三本木字西之川62番地　レオパレス山長弐番館204号
債務者　藤本　　隆
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部